

第 2 1 回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成 2 6 年 1 月 1 6 日 (木) 午後 1 時 1 5 分 ~ 午後 4 時 0 0 分

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

伊藤博康 , 大谷佳子 , 岡垣壮 , 小島健 , 小林服子 , 坪井宣幸 , 藤田耕治 , 藤田学 , 藤山雅行 (委員長) , 森一恵 (五十音順 , 敬称略)

(事務担当者)

首席家裁調査官 , 首席書記官 , 次席家裁調査官 , 主任家裁調査官
訟廷管理官 , 事務局長 , 事務局次長 , 総務課長 , 総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員の紹介

(3) 委員長あいさつ

(4) ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴

(5) 少年審判手続及び少年事件の動向についての説明

(6) 少年審判廷及び調査室の見学

(7) 非行少年の特徴 , 教育的措置 , 補導委託についての説明

(8) 意見交換

今回のテーマである「少年事件の社会的資源と家裁との連携について」
についての意見交換の要旨は , 別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマ

「新採用職員の人材確保とその育成について」

(10) 次回開催日 平成 2 6 年 7 月 1 7 日 (木) 午後 1 時 1 5 分

(11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

少年の身柄を預かってもらうような補導委託においては、どのような形で少年に対する指導教育がされているのか。

補導委託している施設の長が指導教育をするとともに、家庭裁判所調査官も月1回程度、施設を訪問して少年を指導している。

少年審判において保護観察処分となった少年については、保護司の方に少年をみていただくことになるが、保護司として家庭裁判所に予め何らかの配慮を求めるような希望はないか。

保護観察処分となった少年が、家庭裁判所できちんとした教育的措置を受けていることを初めて知った。家庭裁判所がこのような教育的措置行っていることを認識している保護司はあまりいないと思う。家庭裁判所と社会的資源との連携と同様、保護司も家庭裁判所の職務・取組を把握することが必要であると思った。

児童相談所の立場から、少年事件に関する津家庭裁判所の取組についてどのように思うか。

昨年12月に三重県警が行っている「少年の居場所作り活動」に参加した。非行事件を起こした少年がその親と一緒に農業体験を行うことにより、良好な親子関係の醸成を支援するという取組で、これに参加した保護者が、「うちの子供が一生懸命農作業をしている姿や笑顔がとても印象に残った。」と言っていた。家庭裁判所が行っている清掃活動等の教育的措置についても、このように親子関係を作っていくことが大切であると感じているが、家庭裁判所は清掃活動について保護者の参加を義務づけているのか。また、保護者のみに対する働きかけは実施していないのか。

保護者にはできるだけ少年と一緒に参加してもらうよう働きかけているが、清掃活動等の社会奉仕活動は、あくまで任意であり、少年、保護者とも強制はしていない。ただ、ほとんどの保護者が少年と一緒に参加しており、むしろ進ん

で参加しているという印象である。仕事の関係で参加できなかったというのは、1例程度である。

全国の家裁裁判所の中には保護者に対する指導講習を行っている庁もあるが、当庁においては、そのような形での保護者のみに対する働き掛けは行っていない。

今日の説明を受けて、家裁裁判所が少年に対し、適切なフォローをしていることがよく分かった。その少年たちが、再非行を犯さないためには、社会に戻った際の受け入れ先がしっかりしていないといけないと思った。自分の経験からも非行に走り、立ち直りができなかった同級生等は、家庭環境に問題がある場合が多かった。

また、問題を起こした少年が転校をさせられたが、逆にその転校により更生できたという事例もあり、実現は難しいのかもしれないが、少年が生まれ変わるために環境を変えてやるシステムが構築できればよいと思う。

別の話だが、家裁裁判所に事件係属したことのある人でも、立派に更生し、現在、会社経営をするなどして、社会で成功している例もある。そのような人の経験を少年たちが聞くことのできる機会を作ることで、今後自分たちも更生し社会の中で貢献していけるという具体的なイメージが持てるのではないかと思う。

苦労して大成した人の話を聞かせることも更生の具体的なイメージを形成させる方法の一つだと思う。そのような機会を作ろうとした場合、話をしてくれる人を探して講演依頼をするということになるのだと思うが、適任者を見つけるよい案はあるか。

過去の個人的な話を公にすることは、確かに消極的になりがちであり、公募するのは難しいと思うので、個人的なつながりから依頼することになるのではないか。例えば、私に依頼いただいた場合、非公開の場所で少年に対して話すという条件付きであるならば、知人の中から協力者を紹介できると思う。

調停委員及び少年友の会会員の立場から、少年事件に関する津家庭裁判所の取組についてどのように思うか。

少年の更生のためには、少年の意識を変えるだけでなく、親子による共同作

業がとても重要であると感じた。そのような場を設けることが家庭裁判所として必要である。

社会奉仕活動については、保護者の参加は任意ではあるものの、ほとんどの保護者が参加していると聞き安心した。そこで、保護者の参加しない少年に対しては、どのようなフォローをしているのか。

そういう場合にこそ、少年友の会の会員の方や親世代の方が親身になって少年と一緒に活動してもらうことが重要であり、かつ、効果的である。また、少年と保護者と家庭裁判所職員だけで社会奉仕活動をしていると不自然に映る心配もあるが、ボランティアの方々と一緒に活動をしていると不自然さがなくなり、少年や保護者にとって活動しやすい環境となる。

少年友の会の会員による付添人活動の一環として、観護措置決定により少年鑑別所に入所した少年に親代わりに面会に行き、少年の話を聞いてもらっている。これに際して、少年との面会方法や接し方等で不安なところがあれば、是非とも家庭裁判所に申し出てもらいたい。何らかのフォローをさせていただけると思う。

身柄を預かってもらう補導委託の際に、少年本人の希望は取り入れているのか。

身柄を預かってもらうような補導委託になる少年の場合は、審判までの間に、身柄を預かってもらうような補導委託をすることの要否についても検討している。その際、補導委託先を探すのと並行して少年本人にそのような委託先で生活していく覚悟があるのか、今後の進路についてどのような希望があるのかについても確認している。補導委託先についても受け入れることができる少年の性別や性向等があり、補導委託先の事情と少年の希望とをマッチングさせながら、補導委託先を選定していくことになる。

したがって、補導委託先側と少年側とのマッチングのためには、補導委託先を幅広く確保していかないといけないということになるのか。

そのとおりである。

大学教授の立場から、少年事件に関する津家庭裁判所の取組についてどのように思うか。

家庭裁判所に事件係属する少年と関わる機会がなく、家庭裁判所の取組についての具体的な意見はないが、問題を抱える子供についてという視点から話をさせていただく。当大学にもおおよそ100人に二、三人の割合で不登校の学生が存在し、そのため、カウンセリング担当の職員も存在する。不登校になる学生の親の中には、子供に関心のない者もあり、学生のことで電話をすると、「連絡をしないでもらいたい」と拒絶されることもある。また、学生の中には親との関係が良好ではないため、親からの支援を受けられず、学費を稼ぐためにアルバイトをし、アルバイト代の高い夜にシフトを入れることで、結局昼間の授業に出てこない学生もあり、やはり子供は環境に大きく左右されると言える。

家庭裁判所が行っている社会奉仕活動と同様に、当大学でも学部が主催して、年4回の清掃活動等のボランティア活動を行っており、町屋海岸のゴミ拾いや救急車両の通行等に支障となる放置自転車の撤去作業等を行っている。町屋海岸のゴミ拾いは、土日に市民団体とコラボレーションして実施しているので、その中で少年及び保護者が社会奉仕活動を行えば、先ほど問題点としてあがっていた「不自然さ」はなくなると思う。

三重県という地域の特色を踏まえて、少年事件に関する津家庭裁判所の取組についてどのように思うか。

少年と関わる機関は様々であり、その目的とするところや機能も様々である。それらの機関が適正にかつ有機的に連携していくことが求められていると思う。他県では、2009年以降、子ども・若者育成支援推進法に基づき、自治体主導で子ども・若者支援地域協議会が設置され、様々な機関が有効に連携して若者の育成支援に取り組んでいるということが報告されているが、三重県ではそのような実態がない。三重県でもそのような取組を行い、家庭裁判所もその中に入って、連携していくのが最もよい姿である。

津家庭裁判所も関連機関との協議会を定期的に主催しており、一定の連携を図っている。しかし、これまでの取組に盲点がある可能性もあるので、他機関との連携方法については今後も検討を続けていきたい。

補導委託先の確保については、個別に当たっていくしかないが、その労力は大きいと思う。子ども・若者支援地域協議会には、NPO法人等も参画しており、そのような場に参加した際にNPO法人等とつながりを持ち、補導委託先を確保していくのも一つの方法ではないか。

弁護士の立場から、少年事件に関する津家庭裁判所の取組についてどのように思うか。

これまで試験観察の意見を述べることには、ためらいを感じていた。補導委託先との連絡調整や少年との面談等を自分自身がきちんとやっていけるのか不安があった。しかし、今日の説明を受けて、事件係属後の早い段階から家庭裁判所に積極的に相談させてもらい、協働していけばよいことがよく分かった。

少年の教育的措置を考えるにあたっては、正に付添人弁護士と家庭裁判所の連携も必要となってくる。

弁護士会の子どもの権利委員会に本日の説明内容を伝え、今後の家庭裁判所との連携に役立てようと思う。

検察官の立場から、少年事件に関する津家庭裁判所の取組についてどのように思うか。

検察庁は少年事件においては、大半の事件において事件を家庭裁判所へ送致することで少年との関わりを終えているが、事件送致を受けた家庭裁判所が苦勞して少年の教育的措置を行っていることがよく分かった。先ほどビデオで見た家庭は、たいへん理想的な家庭であったが、現実には少年の「居場所」がない家庭も多く、「居場所」を求めて親の目の届かない友人の家等に入り浸る例もあり、そこが非行の温床となったりする。

非行少年と話をしていると、家庭環境が整っていれば、そのエネルギーが違う方向に向かっていたのではないかと思えることがある。そういう環境にある子が、例えば個人の補導委託先等、整った環境の下で、生活習慣の改善や更生ができればよいと思う。そのためには、補導委託先の開拓が必要ということになるが、他の委員も述べられたように個別に開拓していくのは困難であろう。ま

た、現在補導委託先として登録されている施設も高齢化等による廃業等で減少していると聞いている。補導委託先の確保のための仕組みを行政及びNPO法人等との連合体で何らか策定できればよいと思う。

冒頭に述べたように、検察庁は少年事件においては、大半の事件において事件を家庭裁判所に送致することで少年との関わりを終え、その後の少年の保護・育成は家庭裁判所に委ねられている。少年の保護・育成の観点から捜査機関に連携・協力ができることがあれば、庁に持ち帰って伝えることとしたい。

委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえて、少年の健全な育成に資することができるよう、今後も、適切な教育的措置の実施や補導委託先の開拓に取り組んでいきたい。